

がん検診の経緯等について

| 年次 | |
|----------------|---|
| 1983年(昭和58年)2月 | 老人保健法施行 胃がん・子宮がん検診の開始(40歳以上) |
| 1987年(昭和62年)4月 | がん検診に子宮体部がん・肺がん・乳がん検診を追加(40歳以上) |
| 1992年(平成4年)4月 | がん検診に大腸がん検診を追加(40歳以上) |
| 1998年(平成10年)4月 | 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下、指針)の策定 胃がん(40歳以上・胃エックス線検査)、肺がん(40歳以上・胸部エックス線及び喀痰細胞診)、 大腸がん(40歳以上・便潜血検査)、子宮頸がん(30歳以上・細胞診)、乳がん(30歳以上・視触診) |
| 2000年(平成12年)4月 | 指針の改正(乳がん検診にマンモグラフィが導入(50歳以上に対して2年に1回)) |
| 2004年(平成16年)4月 | 指針の改正(乳がん検診の対象年齢の引き上げ・子宮頸がん検診の対象年齢の引き下げ等) |
| 2006年(平成18年)3月 | 指針の改正(事業評価、精度管理等) |
| 2008年(平成20年)4月 | 健康増進法上(第19条の2)の健康増進事業として、がん検診を位置づけ |
| 2014年(平成26年)6月 | 診療放射線技師法の改正に伴う、指針の改正 |
| 2016年(平成28年)2月 | 指針の改正(胃がんの対象年齢の引き上げ・検診間隔の延長、胃内視鏡検査の導入、乳がん検診における視触診の廃止等) |
| 2017年(平成29年)3月 | 第21回がん検診のあり方に関する検討会において、今後の論点として、「がん検診の対象年齢毎の推奨度について」が挙げられた。 |

がん対策推進基本計画 (平成30年3月閣議決定)(抄)

1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

(2)がんの早期発見及びがん検診(2次予防)

(取り組むべき施策)

- 国、都道府県及び市町村は、がん検診や精密検査の意義、対策型検診と任意型検診の違い、がん検診で必ずしもがんを見つけられるわけではないこと及びがんでなくてもがん検診の結果が陽性となる偽陽性等のがん検診の不利益についても理解を得られるように、普及啓発活動を進める。
- 国は、関係団体と協力し、指針に基づいた適切な検診の実施を促すとともに、国内外の知見を収集し、科学的根拠に基づいたがん検診の方法等について検討を進め、必要に応じて導入を目指す。